

## 意見書案 第 号

## 国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書

今、新型コロナウイルスのワクチン接種が順次行われているが、引き続きワクチンの十分な量の確保と早期のワクチン接種が重要である。

現在国内で接種しているワクチンは欧米で開発されたもので、供給量は十分ではなく途上国を中心に不足している状況にある。一方、国内でも複数の企業でワクチン開発に取り組んでいるが、大規模な臨床試験の実施が困難であることや既に有効なワクチン接種が開始されていることから、実用化への道は、まだ遠い状況である。

しかしながら、感染症対策を国家の危機管理に位置づけ、被害の最小化と早期収束を主体的に進めるには、ワクチンの国産化を何としても成し遂げなければならない。同時に今後新たなウイルス出現の可能性もあり、日頃からのワクチンに対する基礎研究をさらに強化する必要がある。

よって、国におかれては、国民の生命と健康を守るため下記事項に取り組むよう強く要望する。

## 記

- 1 安心安全な国産の新型コロナウイルスのワクチンの開発に対して、さらなる人的・物的支援を行い、実用化に向けた取り組みを強力に進めること。
- 2 新たな感染症に関する基礎研究を進めるため、企業や大学の研究機関に対して日頃から積極的かつ継続的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
行政改革担当大臣  
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## 潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書

看護職員は恒常的な人手不足の状態であることに加え、さらなる高齢社会の進展に対応するため、国を挙げて看護職員の確保対策が行われてきたが、有効求人倍率は2倍を大きく超える状況が続いている。また、このたびのコロナ禍では、新たなコロナ対応病床の確保やスピーディーなワクチン接種に向け、改めて看護職員の確保が極めて重要な状況になっている。

看護職員の確保を図るため、平成27年から離職者は連絡先をナースセンターに届け出ることになっている。しかしながら約71万人と言われる潜在看護職員のうち届け出ているのは13万人程度と2割にも達していない。さらに届出があっても連絡がつかなくなっているという実態もある。

また、潜在看護職員には復職に当たって日々進歩する技術や知識等に対する不安もあり、やりがいを感じつつも再就職をためらう傾向も多く見られる。再就職の支援として、その不安解消に向けた研修・相談事業が行われているが、幅広く受講・利用してもらうことで、普段から復職しやすい環境整備をさらに推進する必要がある。

加えて、退職経験のある看護師に退職理由を尋ねた厚生労働省の調査では、「超過勤務が多い」「休暇が取りにくい」「賃金が安い」などの労働環境が理由にあげられている。

これらの課題への対策を進めることが、コロナ対応病床やワクチン接種体制の確保、また南海トラフ地震等の大規模災害時に即応可能な医療提供体制確保にもつながると考えられる。

よって、国におかれては、離職等で看護職に従事していない方に対して定期的に届出を求めるなど実効性のある看護職員の届出制度とするとともに、看護技術と医療知識の研修や相談等の支援を幅広く行うこと、また労働環境の改善など、潜在看護職員の再就職を促進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
行政改革担当大臣  
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## 学校施設への空調設備の整備促進を求める意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。子どもたちが学校内で熱中症になる事例も多く、2018年には文部科学省から都道府県教育委員会に対し、必要に応じて夏休みの延長や臨時休業日の検討を求める通知が出された。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、子どもたちが長時間を過ごす学校内においてもこまめな換気や温度調節が求められており、特別教室を含む空調設備の早急な整備が不可欠となっている。

学校施設は、子どもたちが長時間過ごす場であると同時に、災害時の地域の避難所ともなる重要な施設である。また、文部科学省の調査でも、空調設置やトイレ改修後に教育環境の向上が見られるとの結果が出ており、学校施設の整備は今や必要不可欠である。2020年9月現在の全国の小中学校への空調設備の設置率は、普通教室では92.8%となり相当程度進んでいるが、特別教室は55.5%、体育館においては5.3%と非常に低くなっている。兵庫県は、普通教室では100%であるものの、特別教室では68.8%、体育館では3.9%にとどまっている。

文部科学省は、空調整備を含む大規模改造事業の補助率を3分の1としているが、補助率の低さからも設置が進まないのが現状である。

よって、国におかれては、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう耐震化、老朽化対策、防災対策等と同時に、すべての学校において空調設備の整備が進むように補助率を引き上げることをはじめ、支援強化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## 投資被害を防止するための法整備を求める意見書

近年では、SNS等を経由して、不特定多数の者に対してICO（新規仮想通貨の発行による資金調達）など投資案件への出資を募り、その出資額に応じて成功報酬を受け取るアフィリエイトビジネスが流行している。

このような投資案件等の中には実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当すると謳いながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺案件も少なからずあるというのが実情であり、自転車操業スキームに出資を募り、その後に案件自体を破綻させ出資者に被害を被らせるものである。

こうした投資被害は年々拡大しており、詐欺としても立件しにくく、たとえ事件化して何十億円もだまし取った投資詐欺師たちが逮捕に至ったとしても、適用される法によっては罰金刑や執行猶予の刑罰に止まっていることが多い。このため、事件の抑止力になり得ず、詐欺案件は後を絶たない切迫した状況にあり、早急に対策が求められる。

また、金融商品を取り扱う際に適用される金融商品販売法に、重要事項説明における書面交付義務がないことから、金融商品（ポンジスキームなどの詐欺的金融商品）の成果報酬型広告に携わる者を取り締まれない実態が続いている。民事に関して、投資案件等を紹介する販売業者及び仲介業者等に金融商品取引法により、重要事項説明における書面交付義務があるが、金融商品販売法には同様の書面交付義務が不存在となっており、被害者が投資案件に出資する前にリスクを確認し、出資を思いとどまらせる契機とするためにも、販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課す必要があると考える。

よって、国におかれては、投資被害を防止・抑止するため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 刑罰の上限を引き上げるよう、出資法、金融商品取引法等のさらなる厳罰化を図ること。
- 2 販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課し、違反した業者には被害者の受けた元本割れ部分損害について賠償責任を負わせるよう、金融商品販売法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣（金融）  
法務大臣  
国家公安委員会委員長

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ



## 意見書案 第 号

## ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書

令和3年2月17日から開始された新型コロナワクチンの接種については、4月12日からの数限定の高齢者への接種を経て、県内の市町においても高齢者向けワクチンの本格的接種が進められている状況である。

総理からは「7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組む」との方針が示され、東京、大阪に開設された国の大規模接種センターでの接種が進むとともに、各自治体に対して6月までの高齢者向けのワクチン供給量の全体像が示され、接種計画の前倒しが要請されている。

県内の多くの自治体は接種計画の見直しを迫られており、医療関係者の確保など接種体制の整備について多くの課題を抱えている。

よって、国におかれては、接種現場の実態に鑑み、社会経済活動の本格的な回復に向け、県民の期待が大きい新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種体制の整備のため、下記事項について迅速に対応することを強く要望する。

## 記

- 1 大規模接種を実施する場合には、接種を担う人材を更に確保する必要があるため、国立病院や労災病院、社会保険病院、学校共済病院等に対しても、関係省庁から働きかけ、国においても必要な人材確保の支援を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療従事者派遣事業の取扱いや大規模接種会場の設置費用の取扱いについては、接種体制整備上の課題に的確に対応できるよう、自治体の実情に応じ柔軟な運用を可能とすること。あわせて地方負担が生じないよう必要に応じた追加策や十分な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
行政改革担当大臣  
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の充実・強化を求める意見書

長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内の経済・雇用に深刻な影響が出始めている。三度の緊急事態宣言の発令に加え、全国的に感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、休業や時短営業を余儀なくされた飲食・小売事業者、イベント施設をはじめ、これらの関連事業者を含めると影響範囲は計り知れない。

昨年度の平均有効求人倍率は前年度を 0.45 ポイントも下回る 1.1 倍となっており、完全失業者も前年度から 36 万人増え 198 万人となっている。また、解雇、雇い止めの見込み数が 10 万人を超え、そのうち半数近くはパート、アルバイトなどの非正規労働者である。

営業時間短縮や休業要請の確実な実施と、これに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている全ての事業者等における事業の継続と雇用の維持の取組を力強く支援するため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまで、期間を定めて指定されるセーフティネット保証 4 号・危機関連保証の期間及びセーフティネット保証 5 号の全業種に対する期間を延長すること。また、本年 3 月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 月次支援金について、緊急事態宣言等解除後に都道府県が独自に取り組む時短営業等の協力要請についても対象とし、必要な財源を措置するとともに、影響が長引く場合は、売上減少割合等の要件を緩和すること。
- 3 今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けている全ての事業者について売上要件を緩和する等の制度の改善を行うこと。
- 4 緊急事態宣言の発令を受けた都道府県が、大規模施設等に対して独自に協力要請の上乗せ措置を行った場合の協力金について、負担割合の見直しなど必要な財源を措置すること。
- 5 雇用調整助成金の特例措置を 8 月以降も継続するとともに、要件・上限額・助成率等を維持し、縮減を行わないこと。また、本年 5 月以降の縮減内

## 意 6 ・ 7 統合案

容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣

様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

## 意見書案 第 号

## 学生に対する支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が深刻な状況におかれている。

もともと日本は高学費が家計を圧迫し、学費と生活費をまかなうため多くの学生がアルバイトに追われる状況であった。しかし、コロナの影響の直撃により収入が断たれ、生活困窮に陥る学生が広がり、文部科学省の調査では、2020年度にコロナ禍の影響と判明している中退者は2024人、休学者は4627人にのぼっているため、こうした学生への支援強化が求められている。

ところが、2020年度に開始した国の大学等修学支援制度の対象は、低所得世帯の一部に限定されており、広い学生が十分活用できる制度となっていない。また昨年、コロナ禍で実施された「学びの継続」のための学生支援緊急給付金（10万円（住民税非課税世帯20万円））は、1回のみの実施で、今年度は行われていない。

よって、国におかれては、学生の困窮実態に即して、支援を行う必要があることから、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について、世帯年収約380万円未満などの要件緩和を図るなど支援を強化すること。
- 2 昨年度行われた「学びの継続」のための学生支援緊急給付金については、その効果を検証し、今年度の実施に向けて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ